



# ぶらさがり器具の認定基準及び基準確認方法

(公開用)

## 家庭用体育器具ぶらさがり器具専門部会専門部会委員名簿

北原 三郎 (部会長)	日本商品学会
池田 理平	通商産業省産業政策局消費経済課 消費者用製品指導室
川又 輝長	社団法人日本スポーツ用品工業協会
菅 展也	柏金属産業間歩株式会社
小林 五郎	株式会社フジ医療器
佐藤 公介	中山産業株式会社
塩谷 宗雄	日本体育大学
品川 博美	株式会社日本文化センター
富田 映子	消費科学連合会
林 龍一	工業技術院 製品科学研究所
松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
三島 克己	通商産業省工業製品検査所商品テスト部 安全監督課
村田 照夫	工業技術院標準部 繊維化学規格課
毛利 幸子	主婦連合会
森 光雄	株式会社マンテン
森谷 敦子	全国地域婦人団体連絡協議会
安田 裕	株式会社エバニュー
山浦 紘一	通商産業省生活産業局文化用品課
小牟田陽一	製品安全協会

(事務局) 製品安全協会 〒106 東京都港区六本木 3 丁目 17 番 7 号 電話(03) 582-6231~5

## ぶらさがり器具の認定基準及び基準確認方法

### 1. 基準の目的

この基準は、ぶらさがり器具の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は一般家庭で使用する自立型のぶらさがり器具(以下「ぶらさがり器具」という)について適用する。

### 3. 安全性品質

ぶらさがり器具の安全性品質は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ぶらさがり器具の構造 外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては簡単で正常な方法によって組立てたぶらさがり器具の各部にはゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、はり等がないこと。</p> <p>(4) 支柱には、バーの落下を防止するための装置が取り付けられていること。</p> <p>(5) スプリングを有するものにあつては、スプリングを最大長さにしたとき、スプリング全長がカバー等によって覆われていること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 耐過重	<p>(6) バーの有効長さは○以上であること。</p> <p>(7) バーの外径は○であり、その他の握り部の外径は○以上であること。</p> <p>2.</p> <p>(1) 中央部に○の荷重を加えたとき、最大たわみ量はバーの最大高さの○以下であり、最大残留たわみ量はバーの最大高さの○以下であること。また、荷重を除去した後、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(2) バーの中央部につるした○の砂袋をバーの中心まで持ち上げ落下させたとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(3) 腹筋板を有するものにあつては次の規定に適合していること。</p> <p>(a) 腹筋板の中央部に○の砂袋を高さ○から○回繰り返し落下させたとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(b) 腹筋板の取付け強度は○以上であること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(4) スプリングを有するものにあつてはスプリングを連続〇回繰り返し引張ったとき、切断等がなく、かつスプリングの永久伸びはスプリング全長に対して〇以下であること。</p> <p>(5) タイバー中央部に〇の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(6) サイドバーを有するものにあつては、以下の規定に適合していること。</p> <p>(a) サイドバーの中央部に○の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(b) サイドバーの先端部を横方向に○の荷重を加えたときに最大たわみ量は○以下であること。</p> <p>また、荷重を除去した後、破損一外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
3. 安定性	<p>3.</p> <p>(1) ぶらさがり器具を前方に傾斜させたとき、○以下で転倒しないこと。</p>	

<p>4. 付属品</p>	<p>(2) ぶらさがり器具を後方及び側方に傾斜させたとき、○以下で転倒しないこと。</p> <p>4. 付属品(青竹踏み, つり輪等)は、ぶらさがり器具の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

#### 4. 表示及び取扱説明書

ぶらさがり器具の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
<p>1. 表示</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示す。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号</p> <p>(2) 製造年月もしくは輸入年月またはその略号</p> <p>(3) 最大使用体重○</p> <p>(4) 最大高さの位置</p>	
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p>	

	<p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 正しいぶらさがり方 両肘をかるく曲げて握れる程度の高さから、足をつけたままで膝を曲げ静かに腰をおろしてぶらさがること。</p> <p>(3) 組立の要領及びトレーニング方法</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(4) 部品の一部が取り外されているぶらさがり器具は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(5) 使用上の注意  (a) 安定した床面及び安全な壁面を利用して設置すること。ただし、ベランダ、屋外等には設置しないこと。  (b) 使用前に製品各部を点検し、特に高さ調節ノブは確実に止め、確認後使用すること。  (c) とびつき、逆上がり等はしないこと。  (d) 体力、健康に応じたぶらさがり方を行うこと。  (e) 同時に2人以上では使用しないこと。</p> <p>(6) 使用後及び保管方法についての注意。</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその住所</p>	

